

答 申

1 審査会の結論

埼玉県公安委員会（以下「実施機関」という。）が平成26年3月20日付けで行った公文書部分開示決定については、別表に掲げる部分を開示すべきである。

実施機関が行った部分開示決定のうちその余の部分については、妥当である。

2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成26年1月26日付けで、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し「平成25年11月13日公委第4300号に関する調査文書、関係文書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) これに対し、実施機関は、本件開示請求に係る公文書として以下の公文書を特定した。
 - ア 「書簡（案）の発出について」（平成25年4月22日決裁分）に係る原議及び添付文書（以下「本件対象文書1」という。）
 - イ 願出録取書①（以下「本件対象文書2」という。）
 - ウ 願出録取書②（以下「本件対象文書3」という。）
 - エ 「公安委員会苦情の受理について」（平成25年5月8日決裁分）に係る原議及び添付文書（以下「本件対象文書4」という。）
 - オ 「書簡（案）の発出について」（平成25年6月7日決裁分）に係る原議及び添付文書（以下「本件対象文書5」という。）
 - カ 「苦情処理結果通知書（案）の作成について」（平成25年11月13日決裁分）に係る原議及び添付文書（以下「本件対象文書6」という。）

キ 「書簡（案）の作成について」（平成25年12月11日決裁分）に係る原議及び添付文書（以下「本件対象文書7」という。）

ク 「書簡（案）の作成について」（平成26年1月22日決裁分）に係る原議及び添付文書（以下「本件対象文書8」という。）

(3) 実施機関は、平成26年3月20日付けで次のとおり公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、申立人に通知した。

ア 本件対象文書1中の「警部補以下の職員の氏名及び印影」を条例第10条第1号及び第3号に該当するとして、「起案理由の一部、書簡案の一部及び送達文書」を条例第10条第1号及び第5号に該当するとして不開示

イ 本件対象文書2及び3中の「警部補以下の職員の氏名及び印影」を条例第10条第1号及び第3号に該当するとして、「受理年月日時分、願出人の住所、氏名、電話番号、件名、応答内容、処理結果日時及び処理結果の一部」を条例第10条第1号及び第5号に該当するとして不開示

ウ 本件対象文書4中の「警部補以下の職員の氏名及び印影」を条例第10条第1号及び第3号に該当するとして、「申出人の氏名、受理日、受理番号、申出内容、申出年月日、申出人の住所、電話番号及び印影」を条例第10条第1号及び第5号に該当するとして不開示

エ 本件対象文書5中の「警部補以下の職員の氏名及び印影」を条例第10条第1号及び第3号に該当するとして、「申出人の氏名、起案理由の一部及び書簡案の一部」を条例第10条第1号及び第5号に該当するとして不開示

オ 本件対象文書6中の「警部補以下の職員の氏名及び印影」を条例第10条第1号及び第3号に該当するとして、「受理日、申出人の氏名、苦情処理結果通知書の文書内容、公安委員会苦情の調査結果について（報告）の『1 申出人』の住所、『2 苦情の要旨』の内容、『3 調査結果』の内容、『4 苦情申出に係る問題の適否』の内容及び『5 結論』の内容」を条例第10条第1号及び第5号に該当するとして不開示

カ 本件対象文書7及び8中の「警部補以下の職員の氏名及び印影」を条例第10条第1号及び第3号に該当するとして、「件名の一部、起案理由の一部、書簡案の一部及び送達文書」を条例第10条第1号及び第5号に該当するとして不開示

- (4) 申立人は、実施機関に対し、平成26年5月16日付けで、本件処分の取消しを求めて異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (5) 実施機関は、平成26年5月26日付けで、本件異議申立てについて補正を求めた。
- (6) 申立人は、平成26年6月6日付けで、本件異議申立ての補正をした。
- (7) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成26年7月23日に実施機関から条例第22条の規定に基づく諮問を受けるとともに、開示決定等理由説明書の提出を受けた。
- (8) 当審査会は、平成26年9月1日に申立人から意見書の提出を受けた。
- (9) 当審査会は、平成26年9月22日に実施機関の職員から意見聴取を行った。
- (10) 当審査会は、平成26年10月20日に申立人の口頭意見陳述を聴取した。
- (11) 当審査会は、平成27年1月19日に実施機関の職員から意見聴取を行った。

3 申立人の主張の要旨

申立人が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 異議申立ての趣旨

黒塗り部分を含めたすべての文書の開示を求める。

- (2) 異議申立ての理由

申立人は警察官による生命、身体、財産に対する加害行為及び不正の組織的な隠ぺいに対して調査依頼、苦情の申立てを行ったが、警察は申立人からの証拠の受取を拒否することにより警察に有利な調査結果をねつ造した。この証拠となる調査内容がすべて黒塗りとされていたため、黒塗り部分を含めた全ての文書の開示を求める。

個人に関する情報は、申立人のみでありその他はすべて職務中の警察官の情報である。申立人の権利を侵害しておきながら警察官の生命、身体、財産を保護するとの主張は理解できない。警察による不正を明らかにすることにより公安委員会への申出等は積極的になると考える。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

(1) 本件対象文書について

ア 本件対象文書 1

特定の個人から送達された文書に対する応答等に関する原議及び添付文書である。

イ 本件対象文書 2 及び 3

特定の申出人との電話対応内容を録取した文書である。

ウ 本件対象文書 4

特定の個人からの警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 79 条に基づく公安委員会に対する苦情を受理した際の原因及び添付文書である。

エ 本件対象文書 5

特定の申出人への書簡の発出に係る原議及び添付文書である。

オ 本件対象文書 6

特定の個人からの警察法第 79 条に基づく公安委員会に対する苦情の処理結果通知書を作成した際の原因及び添付文書である。

カ 本件対象文書 7 及び 8

特定の個人から送達された文書に対する対応等に関する原議及び添付文書である。

(2) 不開示部分に係る不開示理由

ア 警部補以下の職員の氏名及び印影

埼玉県警察においては、一般に頒布されている職員録はなく、人事異動に関する情報は警部及び警部相当職以上の職員の氏名に限り公表しており、警部補以下の職員の氏名については一般に公表されておらず、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないことから、条例第10条第1号に規定する不開示情報に該当する。

また、警部補以下の職員の氏名は、開示することにより、その職務の特殊性から当該職員及びその家族等の生命、身体、財産等の保護に支障を及ぼすおそれがあるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、条例第10条第3号に規定する不開示情報に該当する。

イ その他の不開示部分

特定の個人の個別具体的な実体験に基づく個人に関する情報で、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができ、さらに開示することにより個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第10条第1号に規定する不開示情報に該当する。

また、本件対象文書1から8までは、特定の個人からなされた警察法第79条に基づく苦情の申出に係る一連の対応状況に関するものである。この苦情申出制度は、個人のプライバシーを尊重し、個人の秘密は公にしないという信頼関係に基づいて運用されているところ、当該不開示部分を公にすることにより、今後、苦情申出者との信頼関係を損ない、警察職員に対する苦情申出が消極的になるなど、苦情の実態及び適正な事実関係の把握等が困難となり、苦情申出制度に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから条例第10条第5号に規定する不開示情報に該当する。

(3) 結論

実施機関は前記(1)に記載した理由により原処分を行ったものであり、処分は妥当である。

5 審査会の判断

(1) 本件対象文書について

警察法第79条第1項は、「都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対し、国家公安委員会規則で定める手続に従い、文書により苦情の申出をすることができる。」として、都道府県警察の職員の職務執行に対する苦情申出制度を規定している。

本件対象文書1から8までは、苦情申出制度に基づき特定の個人からなされた苦情申出（以下「本件苦情申出」という。）に係る一連の対応等に関する文書である。

(2) 本件処分について

実施機関は、本件処分において、本件対象文書1から8まで中の「警部補以下の職員の氏名及び印影」については、条例第10条第1号及び第3号に該当するとして不開示とする部分開示決定をした。

また、本件対象文書1中の「起案理由の一部、書簡案の一部及び送達文書」、本件対象文書2及び3中の「受理年月日時分、願出人の住所、氏名、電話番号、件名、応答内容、処理結果日時及び処理結果の一部」、本件対象文書4中の「申出人の氏名、受理日、受理番号、申出内容、申出年月日、申出人の住所、電話番号及び印影」、本件対象文書5中の「申出人の氏名、起案理由の一部及び書簡案の一部」、本件対象文書6中の「受理日、申出人の氏名、苦情処理結果通知書の文書内容、公安委員会苦情の調査結果について（報告）の『1 申出人』の住所、『2 苦情の要旨』の内容、『3 調査結果』の内容、『4 苦情申出に係る問題の適否』の内容及び『5 結論』の内容」及び本件対象文書7及び8中の「件名の一部、起案理由の一部、書簡案の一部及び送達文書」については、条例第10条第1号及び第5号に該当するとして不開示とする部分開示決定をした。

そこで、当審査会は、本件対象文書の不開示情報該当性について検討する。

(3) 条例第10条第1号該当性について

ア 警部補以下の職員の氏名及び印影

条例第10条第1号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定し、ただし書イ、ロ又はハに掲げる情報に該当する場合には、不開示情報から除くものとしている。

このうちただし書ハでは、当該個人が公務員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分を開示するとしている。なお、職務遂行に係る情報に公務員の氏名が含まれる場合には、ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するときに限り開示することとなる。

埼玉県警察における警部補以下の職員の氏名は、従来、埼玉県職員録においても新聞の人事異動情報においても公表されていないことから慣行として公にされている情報とはいえ、公にすることが予定されている情報ともいえない。

以上のことから、警部補以下の氏名及び印影についてはただし書イに該当しないことが認められ、また、本件の場合、ただし書ロに該当する事情も認められず、条例第10条第1号に規定する不開示情報に該当する。

イ 本件対象文書1

本件対象文書1は、特定の個人から送達された文書に対する対応等に関する文書であり、「起案用紙」、「書簡案」及び苦情申出人からの「送達文書」で構成されている。

「起案用紙」については、警部補以下の職員の氏名及び印影並びに起案理由の一部が不開示とされている。警部補以下の職員の氏名及び印影については、上記アのとおり条例第10条第1号に規定する不開示情報に該当するが、起案理由の

一部については、個人の氏名を除けば公にしても個人の権利利益を害するおそれはないことから、条例第11条第2項の規定により部分開示をすべきである。

「書簡案」については、文書内容、日付、苦情申出人の氏名及び担当者名が不開示とされている。担当者は警部補以下の職員であることから上記アのとおり条例第10条第1号に規定する不開示情報に該当し、また、苦情申出人の氏名は個人を識別できる情報であることから、条例第10条第1号に規定する不開示情報に該当すると認められる。しかし、その他の不開示部分については、個人の氏名を除けば公にしても個人の権利利益を害するおそれはないことから、条例第11条第2項の規定により部分開示をすべきである。

「送達文書」については、苦情申出人が開示されることを前提とせずに自己の経験に基づく苦情を申し出た文書であり、特定の個人を識別することができる部分を除いたとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められることから、条例第11条第2項の規定による部分開示をすべきものとは認められない。

ウ 本件対象文書2及び3

本件対象文書2及び3は、苦情申出人との電話対応内容を録取した文書であり、決裁欄、受理年月日時分、受理者、願出人、件名、応答内容及び処理結果が記載されている。

警部補以下の職員の氏名及び印影については、上記アのとおり条例第10条第1号に規定する不開示情報に該当し、「願出人の住所、氏名及び電話番号」についても、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第10条第1号に規定する不開示情報に該当する。

そして、「応答内容」は、特定の個人との間でなされた電話の応答内容が詳細に記載されており、特定の個人を識別することができる記述等の部分を除いたとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められることから、条例第10条第1号に規定する不開示情報に該当する。

しかし、「受理年月日時分、件名及び処理結果のうち警部補以下の職員の氏名を除いた部分」については、公にしても個人の権利利益を害するおそれはないことから、条例第11条第2項の規定により部分開示をすべきである。

エ 本件対象文書4

本件対象文書4は、特定の個人からの苦情申出制度に基づく苦情を受理した際の文書であり、「起案用紙」、「苦情調査書案」及び苦情申出人からの「送達文書」で構成されている。

「起案用紙」については、警部補以下の職員の氏名及び印影並びに起案理由のうち苦情申出人の氏名及び本件苦情申出の受理日が不開示とされている。警部補以下の職員の氏名及び印影については、上記アのとおり条例第10条第1号に規定する不開示情報に該当し、苦情申出人の氏名についても、個人を識別できる情報であることから条例第10条第1号に規定する不開示情報に該当する。しかし、本件苦情申出の受理日については、公にしても個人の権利利益を害するおそれはないことから、条例第11条第2項の規定により部分開示をすべきである。

「送達文書」については、苦情申出人から送達された本件苦情申出に係る文書であり、上記イのとおり条例第10条第1号に規定する不開示情報に該当する。しかし、「送達文書」に押印されている收受印の「受理日及び受理番号」については、公にしても個人の権利利益を害するおそれはないことから、条例第11条第2項の規定により部分開示をすべきである。

オ 本件対象文書5

本件対象文書5は、特定の個人への書簡の発出に係る文書であり、「起案用紙」及び「書簡案」で構成されている。

「起案用紙」については、警部補以下の職員の氏名及び印影並びに起案理由の一部が不開示とされている。警部補以下の職員の氏名及び印影については、上記アのとおり条例第10条第1号に規定する不開示情報に該当するが、起案理由の一部については、個人の氏名を除けば公にしても個人の権利利益を害するおそれ

はないことから、条例第11条第2項の規定により部分開示をすべきである。

「書簡案」については、文書内容、日付、苦情申出人の氏名及び担当者名が不開示とされている。担当者は警部補以下の職員であることから上記アのとおり条例第10条第1号に規定する不開示情報に該当し、また、苦情申出人の氏名は個人を識別できる情報であることから、条例第10条第1号に規定する不開示情報に該当すると認められる。しかし、その他の不開示部分については、個人の氏名を除けば公にしても個人の権利利益を害するおそれはないことから、条例第11条第2項の規定により部分開示をすべきである。

カ 本件対象文書6

本件対象文書6は、本件苦情申出に対する処理結果通知書を作成した際の文書であり、「起案用紙」、「苦情処理結果通知書案」及び「公安委員会苦情の調査結果について（報告）」（以下「調査結果報告書」という。）で構成されている。

「起案用紙」については、警部補以下の職員の氏名及び印影並びに起案理由のうち本件苦情申出の受理日が不開示とされている。警部補以下の職員の氏名及び印影については、上記アのとおり条例第10条第1号に規定する不開示情報に該当するが、本件苦情申出の受理日については、公にしても個人の権利利益を害するおそれはないことから、条例第11条第2項の規定により部分開示をすべきである。

「苦情処理結果通知書案」については、苦情申出人の氏名、本件苦情申出の受理日及び文書内容が不開示とされている。苦情申出人の氏名については、個人を識別できる情報であることから条例第10条第1号に規定する不開示情報に該当すると認められるが、本件苦情申出の受理日及び文書内容については、公にしても個人の権利利益を害するおそれはないことから、条例第11条第2項の規定により部分開示をすべきである。

「調査結果報告書」は、本件苦情申出について警察本部長が行った調査の結果報告であり、「1 申出人」、「2 苦情の要旨」、「3 調査結果」、「4 苦

情申出に係る問題の適否」及び「5 結論」の各項目が記載されており、これら各項目の内容が不開示とされている。

「1 申出人」については、苦情申出人の住所及び氏名が記載されており、個人を識別できる情報であることから条例第10条第1号に規定する不開示情報に該当する。

「2 苦情の要旨」については、本件苦情申出の要旨が記載されている。

職員が県民からの苦情の原因とされたことは、職務遂行に関して苦情の対象となったということを示すにとどまらず、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報というべきであるから、私事に関する情報を含むものといえることができる。よって、苦情の原因となった職員を特定することができる部分については、条例第10条第1号に規定する不開示情報に該当する。

また、職員の職務の遂行に関しない部分については、条例第10条第1号に規定する不開示情報に該当し、ただし書ハに該当しない。

しかし、その他の不開示部分については、苦情の原因となった職員を特定することができる部分及び職員の職務遂行に関しない部分を除けば公にしても個人の権利利益を害するおそれはないことから、条例第11条第2項の規定により部分開示をすべきである。

「3 調査結果」及び「4 苦情申出に係る問題の適否」には調査結果が詳細に記載されている。

そして、これらの情報が開示された場合、本件苦情申出の調査結果が詳細に記載されていることから、他の情報と照合することにより当該職員を識別することができ、氏名を開示するのと同じ結果が生じるものと認められる。

よって、「3 調査結果」及び「4 苦情申出に係る問題の適否」については、条例第10条第1号に規定する不開示情報に該当すると認められる。

「5 結論」は、公にしても個人の権利利益を害するおそれはないことから、条例第11条第2項の規定により部分開示をすべきである。

キ 本件対象文書 7 及び 8

本件対象文書 7 及び 8 は、特定の個人から送達された文書に対する対応等に関する原議及び添付文書であり、「起案用紙」、「書簡案」及び苦情申出人からの「送達文書」で構成されている。

「起案用紙」については、警部補以下の職員の氏名及び印影並びに件名の一部及び起案理由の一部が不開示とされている。警部補以下の職員の氏名及び印影については、上記アのとおり条例第 10 条第 1 号に規定する不開示情報に該当するが、件名の一部及び起案理由の一部については、個人の氏名を除けば公にしても個人の権利利益を害するおそれはないことから、条例第 11 条第 2 項の規定により部分開示をすべきである。

「書簡案」については、文書内容、日付及び苦情申出人の氏名が不開示とされている。苦情申出人の氏名は個人を識別できる情報であることから、条例第 10 条第 1 号に規定する不開示情報に該当すると認められる。しかし、その他の不開示部分については、個人の氏名を除けば公にしても個人の権利利益を害するおそれはないことから、条例第 11 条第 2 項の規定により部分開示をすべきである。

「送達文書」については、苦情申出人が開示されることを前提とせずに実施機関宛てに送達した本件苦情申出に係る文書であり、特定の個人を識別することができる部分を除いたとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められることから、条例第 11 条第 2 項の規定による部分開示をすべきものとは認められない。

(4) 条例第 10 条第 5 号該当性について

条例第 10 条第 5 号は、「県、国若しくは他の地方公共団体の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報とし、イからホまでを掲げている。これは、県等の事務又は事業について典型的なおそれを定めるとと

もに、その他県等の事務又は事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合には不開示にすることができることを規定するものであると解される。また、県等が行う「事務又は事業」には、開示請求の対象となっている実際の事務又は事業のほか、将来行われる同種の事務及び事業も含まれるものと解すべきである。

実施機関は、本件対象文書1から8までは本件苦情申出に係る一連の対応状況に関するものであり、苦情申出制度は、個人のプライバシーを尊重し個人の秘密は公にしないという信頼関係に基づいて運用されているところ、当該不開示部分を公にすることにより、今後、苦情申出人との信頼関係を損ない、警察職員に対する苦情申出が消極的になるなど、苦情の実態及び適正な事実関係の把握等が困難となり苦情申出制度に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第10条第5号に規定する不開示情報に該当すると主張している。

確かに、苦情申出制度は個人のプライバシーを尊重し個人の秘密は公にしないという信頼関係に基づいて運用されているものと認められる。しかし、本件の場合、条例第10条第1号に規定する不開示情報を除き、かつ、条例第11条第2項に規定する部分開示が可能な限度においては、特定の苦情申出人を識別できる情報及び個人の権利利益は守られることから、苦情申出人との信頼関係が損なわれるとまでは認められず、実施機関が主張する苦情申出制度に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれは認められない。

よって、本件対象文書1から8までは、条例第10条第1号に該当する部分を不開示とすれば、条例第10条第5号に規定する不開示情報に該当するとは認められない。

(5) 結論

以上のとおり、別表に掲げる部分は条例第11条第2項の規定により部分開示すべきであるが、その余の部分は条例第10条第1号に該当すると認められるため、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、三角委員の補足意見、徳本委員の反対意見がある。

(6) 補足意見

三角委員の補足意見は、次のとおりである。

警察法79条に基づく苦情申出制度においては、苦情の概要、苦情処理の結果等の苦情申出制度の運営に関する情報を県民等に公開する方法又は手段が制度的に用意されていない。そのため、県民等の第三者が苦情申出制度の適正な運用を検証する方法又は手段としては、条例に基づく情報公開請求を用いざるを得ないものと認められる。

実施機関は、不開示とした部分を開示すると、苦情の実態及び適正な事実関係の把握等が困難となり苦情申出制度に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある等と主張する。しかし、警察法第79条に基づく苦情申出制度であるとの一事をもって、一般的抽象的に、苦情申出制度に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある等とまでは認められない。苦情申出制度に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれの有無については、個別具体的な事案における当該苦情の具体的内容に応じて、条例所定の不開示事由を適切に適用し、全部又は一部不開示部分の有無及びその範囲を慎重に判断することにより、苦情申出制度に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼす個別具体的なおそれを回避することが可能であると考え。一般的抽象的なおそれの存在を理由に、苦情申出制度の運用に係る情報の開示を否定する結論にはくみし得ない。むしろ、適切な範囲を開示することによって、苦情申出制度ひいては警察組織に対する信頼を強化することが可能となろう。

(7) 反対意見

徳本委員の反対意見は、次のとおりである。

条例第10条第1号に係る個人情報については、部分開示の範囲に関する審査会の慎重な審議により、個人識別性を回避するとともに、個人の権利利益を損なうおそれが生じない形での部分開示の範囲の確定を行っているといえる。しかしながら、

審査会の部分開示の在り方は、条例第10条第5号との関係では一考を要するよう
に思われる。警察関連の情報が、場合によっては開示されるとの印象を市民に与え
ることは、市民からの苦情だけでなく、職務遂行に必要な各種情報提供をためらわ
せることにつながりかねず、結果として警察の職務遂行に支障が生じるおそれがな
いとは言えないからである。

警察法第2条では、「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の
予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に
当ることをもつてその責務とする。」と定められている。上記責務を遂行するため
には、市民からの情報提供は不可欠である。条例第10条第5号にいう職務遂行に
支障が生ずるおそれの判断に際しては、開示の利益と不利益を衡量することが求め
られる。本件の場合、苦情処理の在り方に係る説明責任の履行という利益と情報提
供を萎縮させることによる不利益とを衡量しなければならない。この衡量に際して
は、生命及び身体といった重大な法益の保護に関わるという警察関係の情報の特殊
性に配慮する必要がある。情報公開の運用の在り方を通して個人が特定されかねな
いとの危惧を市民に抱かせることにより、市民の警察に対する情報提供が萎縮する
ことになれば、個人の生命、身体及び財産の保護に係る事案に係る警察の対応が遅
れてしまう事態が生じかねないであろう。したがって、苦情申出人の申出内容が分
かる部分を部分開示した場合、個人が特定されかねないとの危惧を市民に抱かせ、
警察への情報の提供をためらう契機を与えてしまうおそれが認められることから、
当該部分を不開示とした実施機関の判断は妥当であると考えられる。

(答申に関与した委員の氏名)

市川 直子、徳本 広孝、三角 元子

審議の経過

年 月 日	内 容
平成26年 7月23日	諮問を受ける（諮問第258号）
平成26年 7月23日	諮問庁から開示決定等理由説明書を受理
平成26年 8月21日	審議（第三部会第95回審査会）
平成26年 9月 1日	申立人から意見書を受理
平成26年 9月22日	実施機関から意見聴取及び審議（第三部会第96回審査会）
平成26年10月20日	申立人の意見陳述聴取及び審議（第三部会第97回審査会）
平成26年12月15日	審議（第三部会第98回審査会）
平成27年 1月19日	実施機関から意見聴取及び審議（第三部会第99回審査会）
平成27年 2月23日	審議（第三部会第100回審査会）
平成27年 3月16日	審議（第三部会第101回審査会）
平成27年 6月23日	審議（第三部会第103回審査会）
平成27年 7月21日	審議（第三部会第104回審査会）
平成27年 9月 9日	審議（第三部会第105回審査会）
平成27年10月 6日	審議（第三部会第106回審査会）
平成27年11月 6日	審議（第三部会第107回審査会）
平成27年12月 1日	審議（第三部会第108回審査会）
平成28年 1月19日	審議（第三部会第109回審査会）
平成28年 2月19日	答申

別表

対象文書	開示が妥当と判断した部分
本件対象文書 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 起案用紙の起案理由のうち、苦情申出人の氏名を除いた部分 ・ 書簡案のうち、苦情申出人の氏名及び警部補以下の職員の氏名を除いた部分
本件対象文書 2 及び 3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受理年月日時分 ・ 件名 ・ 処理結果のうち、警部補以下の職員の氏名を除いた部分
本件対象文書 4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 起案用紙の起案理由のうち、受理日 ・ 送達文書のうち、受理日及び受理番号
本件対象文書 5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 起案用紙の起案理由のうち、苦情申出人の氏名を除いた部分 ・ 書簡案のうち、苦情申出人の氏名及び警部補以下の職員の氏名を除いた部分
本件対象文書 6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 起案用紙の起案理由のうち、受理日 ・ 苦情処理結果通知書案のうち、苦情申出人の氏名を除いた部分 ・ 調査結果報告書のうち、「2 苦情の要旨」の内容の <ul style="list-style-type: none"> 1 行目 1 文字目から 2 行目 1 0 文字目まで 2 行目 1 3 文字目から 1 9 文字目まで 2 行目 2 2 文字目から 4 1 文字目まで 3 行目 3 1 文字目から 3 行目 3 2 文字目まで 3 行目 4 0 文字目から 5 行目 1 2 文字目まで 5 行目 1 9 文字目から 2 6 文字目まで 5 行目 2 9 文字目から 3 5 文字目まで 5 行目 3 8 文字目から 6 行目 4 2 文字目まで 7 行目 3 文字目から 9 文字目まで 7 行目 1 2 文字目から 8 行目 1 7 文字目まで 8 行目 2 3 文字目から 2 4 文字目まで 8 行目 3 1 文字目から 1 2 行目 3 9 文字目まで ・ 調査結果報告書のうち、「5 結論」の内容

本件対象文書 7 及び 8	<ul style="list-style-type: none">・ 起案用紙の件名・ 起案用紙の起案理由のうち、苦情申出人の氏名を除いた部分・ 書簡案のうち、苦情申出人の氏名を除いた部分
------------------	---

※注意点

- 1 「「」、「」」、「、」、「。」は1文字と数える。
- 2 数字は1文字と数える。
- 3 スペースは数えない。
- 4 行の文字数はすべて左から数える。